令和7年度政策評価の事前分析表の一部変更について

「経済財政運営と改革の基本方針2025」(令和7年6月13日閣議決定)において、「2025年度から2026年度を通じて、可能な限り早期の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指す。(中略)債務残高対GDP比を、まずはコロナ禍前の水準に向けて安定的に引き下げることを目指し、経済再生と財政健全化を両立させる歩みを更に前進させる」等とされたことを受け、総合目標1、総合目標2、総合目標6、政策目標1-1、政策目標1-5、政策目標2-1について所要の変更を行いました。

令和7年10月 財務省

令和7年度政策評価の事前分析表について

財務省では、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号。 以下「政策評価法」といいます。)及び財務省の「政策評価に関する基本計画」に基づき、主要な政策分野の全てについて、あらかじめ目標を設定し、政策評価を行っています。政策評価法では政策評価を実施する場合に実施計画を定めることとされていることから、財務省では、評価対象年度の開始までに実施計画を策定しています。これと併せて、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承。以下「ガイドライン」といいます。)に基づき、評価対象となる政策の目標ごとに毎年度、事前分析表を作成し、公表しています。

ガイドラインに基づく目標管理型の政策評価においては、目標を適切に設定することが重要であり、要するコストとともに、目的、目標(指標)、それらの達成手段、各手段がいかに目標等の実現に寄与するか等に係る事前の想定を分かりやすく重要な情報に焦点を絞った形であらかじめ整理、公表し、事後に実績を踏まえて検証していくことは、各行政機関の政策体系の一層の明確化、外部検証の促進、各行政機関の長等によるマネジメントの強化等に有効とされています。

これらの趣旨を踏まえ、令和7年度政策評価の事前分析表は、総合目標(6目標) 及び政策目標(24目標。国税庁に係る政策目標(3目標)を除いています。)の30の 「政策の目標」について、作成しています。

政策評価に関する情報の公表を通じて、政策の透明性を確保することにより、国民の皆様に対する説明責任を果たし、信頼される行政を目指してまいります。

令和7年3月 財 務 省 വ

策

分 野 の 目 (政 策 目 標

財務省の「政策の目標」の体系図(令和7年度版)

財務省の使命

国の信用を守り、希望ある社会を次世代に引き継ぐ。

納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、広く国の信用を守り、 健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献して、希望ある社会を次世代に引き継ぐこと。

政策の目標

財政 (総合目標1)

我が国の財政状況が極めて厳しい状況 にあることを踏まえ、社会保障・税一体改 革を継続しつつ社会保障制度の持続可能 性の確保に向けた取組を進めると同時に、 2025年度から2026年度を通じて、可能な限 り早期の国・地方を合わせたプライマリー バランス (基礎的財政収支) 黒字化を目指 し、その上で、その取組の進捗・成果を後 戻りさせることなく、プライマリーバラン スの一定の黒字幅を確保しつつ、債務残高 対GDP比を、まずはコロナ禍前の水準に 向けて安定的に引き下げることを目指す との財政健全化目標について、その達成に 向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出 両面において財政健全化に取り組む。

税制 (総合目標2)

コストカット型経済から脱却し、成長 型経済への移行を実現するとの基本 的考え方の下、経済成長と財政健全化 の両立を図るとともに、少子高齢化、 グローバル化、デジタル化等の経済社 会の構造変化に対応したあるべき税 制の具体化に向け、税体系全般にわた る見直しを進める。

財務管理 (総合目標3)

経済金融情勢及び財政状況を踏ま えつつ、市場との緊密な対話に基づ き、国債管理政策を遂行し、中長期的 な調達コストの抑制を図りながら、必 要な財政資金を確実に調達する。同時 に、国庫金の適正な管理を行う。また、 社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政 投融資を活用して政策的に必要とさ れる資金需要に的確に対応する。さら に、地域や社会のニーズ及び個々の国 有財産の状況に応じ、地方公共団体等 との連携を進めつつ、最適な形での国 有財産の有効活用を進める。

通貨・金融システム (総合目標4)

関係機関との連携を図りつつ、 金融破綻処理制度の整備・運用を 図るとともに金融危機管理を行う ことにより、金融システムの安定 の確保を図る。また、通貨の流通 状況を把握するとともに、偽造・ 変造の防止等に取り組み、高い品 質の通貨を円滑に供給することに より、通貨に対する信頼の維持に 貢献する。

世界経済 (総合目標5)

我が国経済の健全な発展に資す るよう、国際的な協力等に積極的 に取り組むことにより、世界経済 の持続的発展、アジア地域を含む 国際金融システムの安定及びそれ に向けた制度強化、質の高いイン フラ投資等を通じた開発途上国の 経済社会の発展、国際貿易の秩序 ある発展を目指すとともに、日本 企業の海外展開支援も推進する。

財政・経済運営(総合目標6)

総合目標1から5の目標を追求しつつ、自然災害からの復興に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財 政健全化の双方を同時に実現することを目指し、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。

健全な財政の確保 (政策目標1)

- 1-1 重点的な予算配分を 通じた財政の効率化・質 的改善の推進
- 1-2 必要な歳入の確保
- 1-3 予算執行の透明性の向 上・適正な予算執行の確
- 1-4 決算の作成を通じた 国の財政状況の的確な 開示
- 1-5 地方財政計画の策定 をはじめ、地方の歳入・ 歳出、国・地方間の財政 移転に関する事務の適 切な遂行
- 1-6 公正で効率的かつ透 明な財政・会計に係る制 度の構築及びその適正 な運営

適正かつ公平な 課税の実現 (政策目標2)

- 2-1 賃上げと投資が牽引 する成長型経済への移 行の実現に向けた税制 の着実な実施、我が国 の経済社会の構造変化 及び喫緊の課題に応え るための税制の検討並 びに税制についての広 報の充実
- 2-2 内国税の適正かつ公 平な賦課及び徴収
- 2-3 酒類業の健全な発達 の促進
- 2-4 税理士業務の適正な 運営の確保

国の資産・ 負債の適正な管理 (政策目標3)

- 3-1 国債の確実かつ円滑 な発行及び中長期的 な調達コストの抑制
- 3-2 財政投融資の対象と して必要な事業を実 施する機関の資金需 要への的確な対応、デ ィスクロージャーの 推進及び機関に対す るチェック機能の充
- 3-3 庁舎及び宿舎を含む 国有財産の適正な管 理・処分及び有効活用 と情報提供の充実
- 3-4 国庫金の効率的かつ 正確な管理

通貨及び信用秩序に 対する信頼の維持 (政策目標4)

- 4-1 通貨の円滑な供給及 び偽造・変造の防止
- 4-2 金融破綻処理制度の 適切な整備・運用及び 迅速・的確な金融危機 管理

貿易の秩序維持と 健全な発展 (政策目標5)

- 5-1 内外経済情勢等を踏 まえた適切な関税率 の設定・関税制度の改 善等
- 5-2 多角的自由貿易体制 の維持・強化及び経済 連携の推進並びに税 関分野における国際 的な貿易円滑化の推
- 5-3 関税等の適正な賦課 及び徴収、社会悪物品 等の密輸阻止並びに 税関手続における利 用者利便の向上

国際金融システムの安 定的かつ健全な発展と 開発途上国の経済社会 の発展の促進 (政策目標6)

- 6-1 外国為替市場の安定 並びにアジア地域を含 む国際金融システムの 安定に向けた制度強化 及びその適切な運用の 確保
- 6-2 開発途上国における 安定的な経済社会の発 展に資するための資金 協力・知的支援を含む 多様な協力の推進
- 6-3 日本企業の海外展開 支援の推進

財務省が所管する法人 及び事業等の適正な管 |理、運営の確保

- 7-1 政府関係金融機関等 の適正かつ効率的な運 営の確保
- 8-1 地震再保険事業の健 全な運営
- 9-1 安定的で効率的な国 家公務員共済制度等の 構築及び管理
- 10-1 日本銀行の業務及び 組織の適正な運営の確
- 11-1 たばこ・塩事業の健 全な発展の促進と適切 な運営の確保